

家庭数

しゅっせきていし きかん ほういつ き
 ~インフルエンザは、出席停止の期間が法律で決められています~

熱が下がっても、
 二日間には感染力
 があるそうです。



インフルエンザにおける出席停止期間
しゅっせきていしきかん
 発生した翌日から数えて5日間を経過 かつ 解熱した翌日から数えて2日間を経過する期間 (幼児の場合は3日間)
はっしょうしたよつじつからかぞえて5かかんをけいご かつ げねつしたよつじつからかぞえて2かかんをけいごするまかん (ようじの場合3かかん)
 学校保健安全法施行規則 第19条

月 日 0日目	月 日 1日目	月 日 2日目	月 日 3日目	月 日 4日目	月 日 5日目	月 日 6日目	月 日 7日目	月 日 8日目
	げねつ 解熱した日	げねつ 解熱後1日目	げねつ 解熱後2日目			登校可		
	出席停止(しゅっせきていし)							
	げねつ 解熱した日	げねつ 解熱後1日目	げねつ 解熱後2日目			登校可		
	出席停止(しゅっせきていし)							
はっしょう 発症した日			げねつ 解熱した日	げねつ 解熱後1日目	げねつ 解熱後2日目	登校可		
	出席停止(しゅっせきていし)							
				げねつ 解熱した日	げねつ 解熱後1日目	げねつ 解熱後2日目	登校可	
	出席停止(しゅっせきていし)							
					げねつ 解熱した日	げねつ 解熱後1日目	げねつ 解熱後2日目	登校可
	出席停止(しゅっせきていし)							